

薬 生 発 0 6 2 1 第 2 号
平 成 3 0 年 6 月 2 1 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本年 6 月 20 日付けで麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 187 号。以下「改正政令」
という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について
御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、国連事務総長より 1961 年の麻薬に関する単一条約（昭和 50 年条約第
22 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき下記 5 物質を附表 I に、下記 1 物質を附
表 I 及び IV に、また向精神薬に関する条約（平成 2 年条約第 7 号）第 2 条第
7 項の規定に基づき下記 5 物質を附表 II に、それぞれ追加することが決定さ
れた旨の通告があった。

そのため、我が国でも、国内法令（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻
薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）等）を改正し、こ
れらの物質を麻薬として規制するため必要な措置をとるものである。

第 2 改正の内容

次の 11 物質を新たに麻薬に指定した。

- ① N—（1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル）—1
—（シクロヘキシルメチル）—1 H—インダゾール—3—カルボキサ

ミド

- ②N—（1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル）—1—ペンチル—1H—インダゾール—3—カルボキサミド
- ③N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルアクリルアミド
- ④N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルテトラヒドロフラン—2—カルボキサミド
- ⑤N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルフラン—2—カルボキサミド
- ⑥1—（4—フルオロフェニル）プロパン—2—アミン
- ⑦N—（4—フルオロフェニル）—2—メチル—N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）プロパンアミド
- ⑧N—（2—フルオロフェニル）—2—メトキシ—N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）アセトアミド
- ⑨（1—ペンチル—1H—インドール—3—イル）（2, 2, 3, 3—テトラメチルシクロプロパン—1—イル）メタノン
- ⑩メチル=1—フェネチル—4—（N—フェニルプロパンアミド）ピペリジン—4—カルボキシラート
- ⑪メチル=2—[1—（5—フルオロペンチル）—1H—インダゾール—3—カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート

※③④⑤⑦⑧：1961年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加

⑩：1961年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰ及びⅣに追加

①②⑥⑨⑪：向精神薬に関する条約の附表Ⅱに追加

第3 施行日

公布の日（平成30年6月20日）から起算して30日を経過した日（平成30年7月20日）から施行する。

第4 留意事項

- （1）医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （2）既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （3）（1）及び（2）について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定

に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導すること。

- (4) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導すること。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導すること。
- (5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

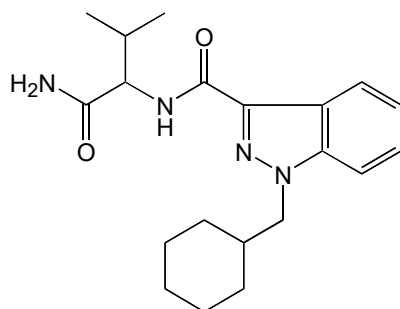
第5 物質の構造式等

1 麻薬

- (1) 化学名：N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド

通 称：AB-CHMINACA

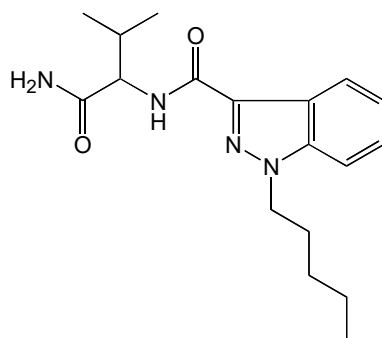
構 造：



- (2) 化学名：N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－ペンチル－1H－インダゾール－3－カルボキサミド

通 称：AB-PINACA

構 造：

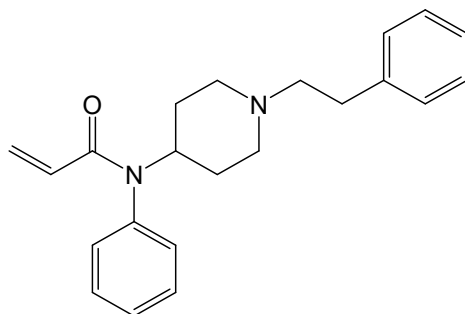


- (3) 化学名：N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニ

ルアクリルアミド

通 称 : Acrylfentanyl, Acryloylfentanyl

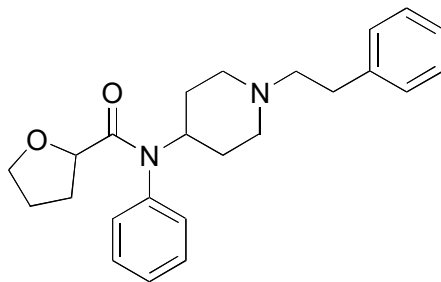
構 造 :



(4) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド

通 称 : THF-F, THF-fentanyl, Tetrahydrofuranyl fentanyl

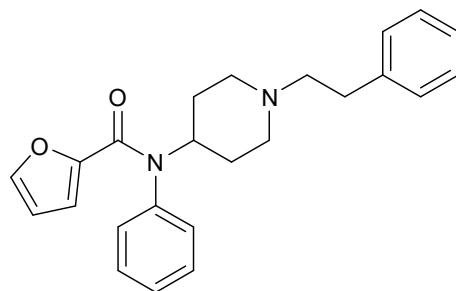
構 造 :



(5) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド

通 称 : Furanylfentanyl

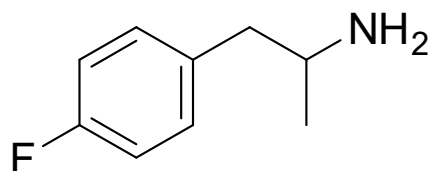
構 造 :



(6) 化学名 : 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン

通 称 : 4-FA, 4FMP, 4-Fluoroamphetamine, *p*-Fluoroamphetamine

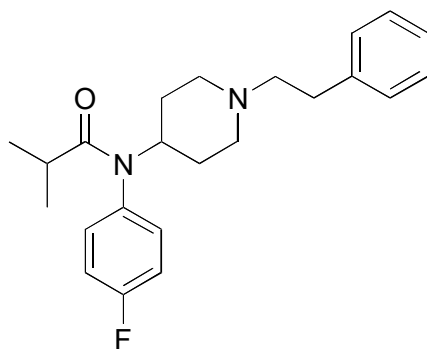
構 造 :



(7) 化学名：N—(4—フルオロフェニル)—2—メチル—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) プロパンアミド

通 称：4-FIBF, *p*-FIBF, 4-Fluoroisobutyryl fentanyl

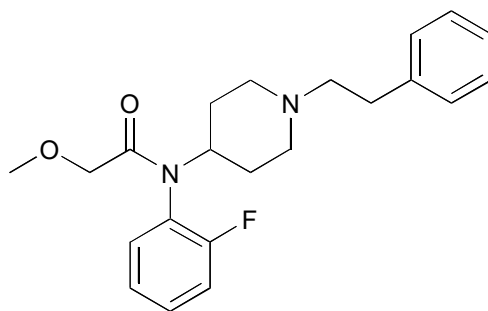
構 造：



(8) 化学名：N—(2—フルオロフェニル)—2—メトキシ—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) アセトアミド

通 称：Ocfentanil, A-3217

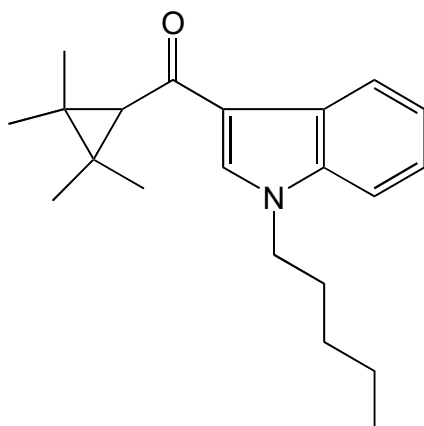
構 造：



(9) 化学名：(1—ペンチル—1H—インドール—3—イル)(2,2,3,3—テトラメチルシクロプロパン—1—イル) メタノン

通 称：UR-144

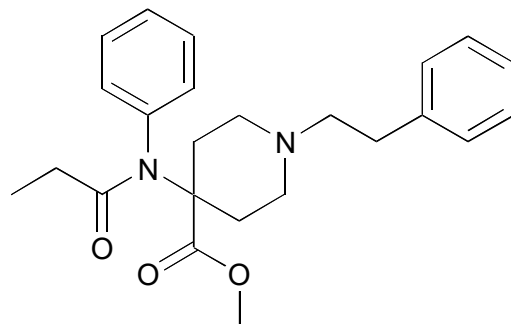
構 造：



(10) 化学名：メチル＝1－フェネチル－4－（N－フェニルプロパンアミド）ピペリジン－4－カルボキシレート

通 称：Carfentanil, Carfentanyl, 4-Carbomethoxyfentanyl

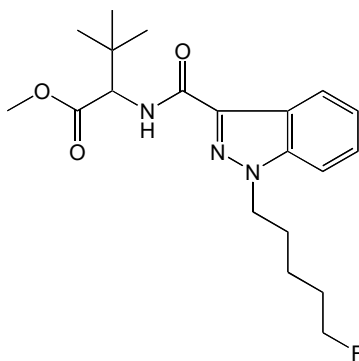
構 造：



(11) 化学名：メチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート

通 称：5F-ADB, 5F-MDMB-PINACA, MDMB2201 indazole analog

構 造：



※麻薬として指定する物には上記物質 1 から物質 11 の塩類及びこれらを含む物を含む。

第 6 その他

今回新たに麻薬に指定した上記麻薬 11 物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第 2 条第15項に規定する指定薬物として指定しているが、改正政令の施行に伴い、指定薬物の指定から外れ、指定薬物ではなくなるので御了知いただきたい。